

# 日立市公園すてき化整備計画

～魅力ある公園の再生～

令和5年9月

日立市



## 《 目 次 》

第1章	はじめに	.....1
	1 計画の背景と目的	
	2 計画の位置付け	
	3 公園の役割	
第2章	市の公園の現状	.....5
	1 公園整備の経緯	
	2 公園、緑地の数	
	3 公園、緑地の面積	
	4 地区ごとの整備状況	
	5 公園を取り巻く社会状況	
	6 公園管理における課題	
第3章	整備の方向性	.....21
	1 基本的な視点	
	2 公園の在り方と基本方針	
	3 施策の方向性	
第4章	実現に向けて	.....39
	1 事業の進め方	
	2 今後の検討課題	



# 第 1 章 はじめに



## 1 計画の背景と目的

我が国における都市公園や緑地の整備は、戦後の復興期の都市における緑とオープンスペースの確保を目的として制定された都市公園法の下、全国的に進められました。

本市においても同様に、当時の法制度の下、急激な人口の増加に対応するために都市公園等の整備が行われてきました。

しかし、都市公園法の制定から60年以上が経過し、当時整備された施設や各種設備の老朽化の進行、樹木や植栽の巨大化による周辺への影響が複数の公園及び緑地で現れており、適切な対応と安定した管理運営体制を構築する必要があります。

加えて、人口の減少や少子高齢化社会の進展を背景とした年齢構成の変化や、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による生活様式の変化、デジタル技術の急速な普及などの社会状況の変化より、これまで行われてきた「全国一律の基準」での整備から、限られた予算で効率的、効果的な公園の運営管理を行う「各自治体の状況に応じた考え方」による整備への転換が求められています。

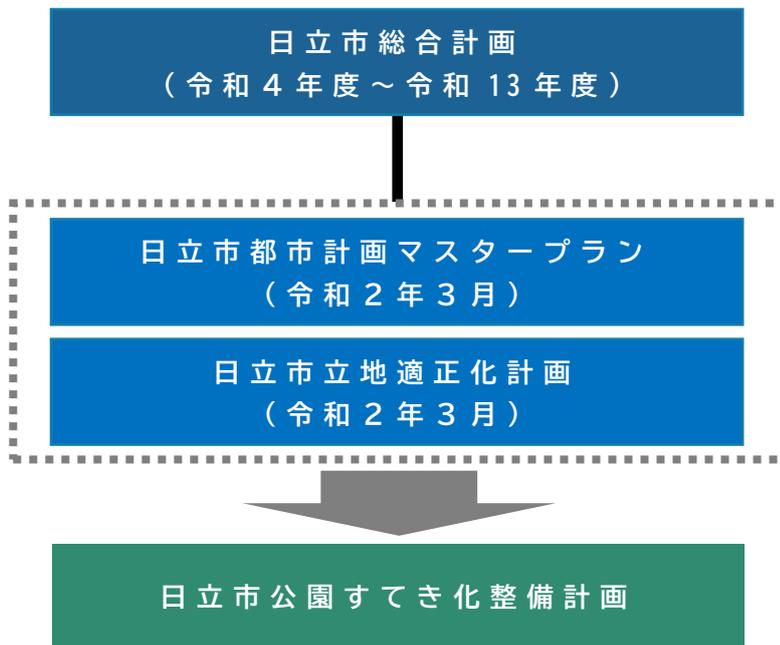
本計画では、社会状況や市民ニーズの変化に対応する都市公園等の活用・運用方法について検討するとともに、本市の重要な資産である都市公園等を将来にわたって有効に活用していくための方向性について定めています。



## 2 計画の位置付け

本計画は、市政運営の総合的な指針である「日上市総合計画」を始め、「日上市都市計画マスタープラン」や「日上市立地適正化計画」などの上位関連計画との整合を図ります。

### 【計画の位置付け】



公園の現状 ⇒ 課題整理 ⇒ 基本方針 ⇒ 施策の実現  
(別途公園別に作成)



### 3 公園の役割

公園や緑地は、都市部において自然を確保する場や、人々のくつろぎの場など、多様な機能を有した施設であるとともに、地域の住民が身近に利用できる公共の施設として、普段の生活に密接に関わっていることから、都市における住環境をより良くしていくために、なくてはならない施設です。

そのような性質を持った施設であるからこそ、適切な維持管理を行っていくことで、公園や緑地が持っている潜在的な価値を更に高めていくことが可能となります。

#### 【都市公園の役割・効果】

##### ・防災性向上効果

災害時の避難地や防災拠点として都市の安全性を向上させる

##### ・環境維持、改善効果

生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす

##### ・健康、レクリエーション空間提供効果

健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進をもたらす

##### ・景観形成効果

季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成

##### ・文化伝承効果

地域の文化を伝承、発信する

##### ・子育て、教育効果

子どもの健全な育成の場を提供する

##### ・コミュニティ形成効果

地域のコミュニティ活動の拠点、市民参画の場となる

##### ・観光振興効果

観光客の誘致等により地域のにぎわい創出をもたらす

##### ・経済活性化効果

企業立地の促進、雇用を創出する

国土交通省 都市公園のストック効果向上に向けた手引きより抜粋



## 第2章 市の公園の現状



## 1 公園整備の経緯

本市の公園整備は、総合公園などの規模の大きな公園については昭和 28 年のかみね公園（宮田町）、街区公園などの規模の小さな公園については昭和 25 年のかしま児童公園（鹿島町）を整備したことから始まりました。

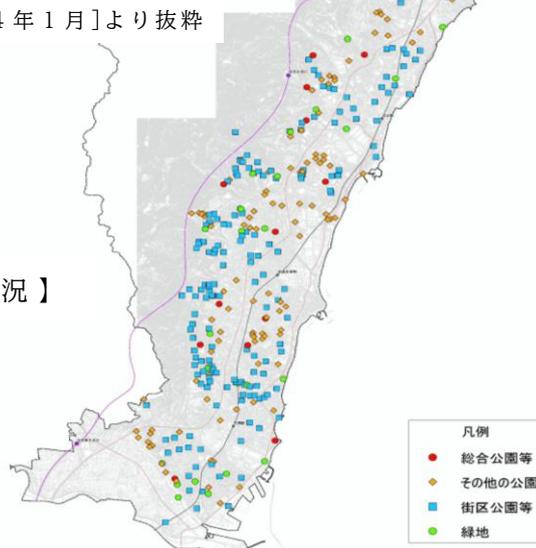
昭和 30 年代の高度経済成長期以降は、人口の増加とそれに伴う市街地の急速な拡大に合わせた住環境の向上や緑の確保という考え方の下、土地区画整理事業や住宅造成などにおいて、公園等の整備が進められてきました。

なお、整備後の公園については、地域協働による維持管理を含めた経常的な管理や、施設の修繕・更新を行っています。



※日立市の人口のうつりかわり[令和 4 年 1 月]より抜粋

## 【公園の分布状況】





## 2 公園、緑地の数

本市には、261か所の「都市公園※」、142か所の「その他の公園」及び60か所の「緑地」の合計463か所の公園・緑地が整備されています。

なお、総合公園のかみね公園、市民運動公園及び特殊公園の東平霊園は本計画では対象外とします。

### 【都市公園の区分別数】

区分	内容	施設数
街区公園	街区に居住する者の利用を目的に設置された公園 (標準面積：2,500㎡)	242
近隣公園	近隣に居住する者の利用を目的に設置された公園 (標準面積：20,000㎡)	8
地区公園	徒歩圏内に居住する者の利用を目的に設置された公園 (標準面積：40,000㎡)	0
総合公園	休息や散歩、運動のための利用を目的に設置された公園 (標準面積：100,000㎡～500,000㎡)	2
特殊公園	自然や動植物、歴史の保全等を目的に設置された公園	8
都市緑地	都市の自然環境の保全や景観向上を目的に設置された公園 (標準面積：1,000㎡以上)	1
合計		261

### 【その他の区分】

区分	内容	施設数
その他の公園	都市計画法に基づく開発行為により設置された公園等	142
緑地	自然環境の保全や維持のために設置された公共の空地	60

※ 都市公園とは、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したものをいいます。



### 3 公園、緑地の面積

本市の都市公園の整備状況を県内市町村と比較すると、都市公園の数は県内 44 市町村の中で 2 番目、都市公園の総面積は 6 番目となっており、いずれも県内平均を上回っています。

また、街区公園などの誘致距離<sup>※1</sup>が居住誘導区域<sup>※2</sup>を一定程度カバーしていることから、現在の整備状況は一定の充足<sup>※3</sup>が見られる状況となっています。

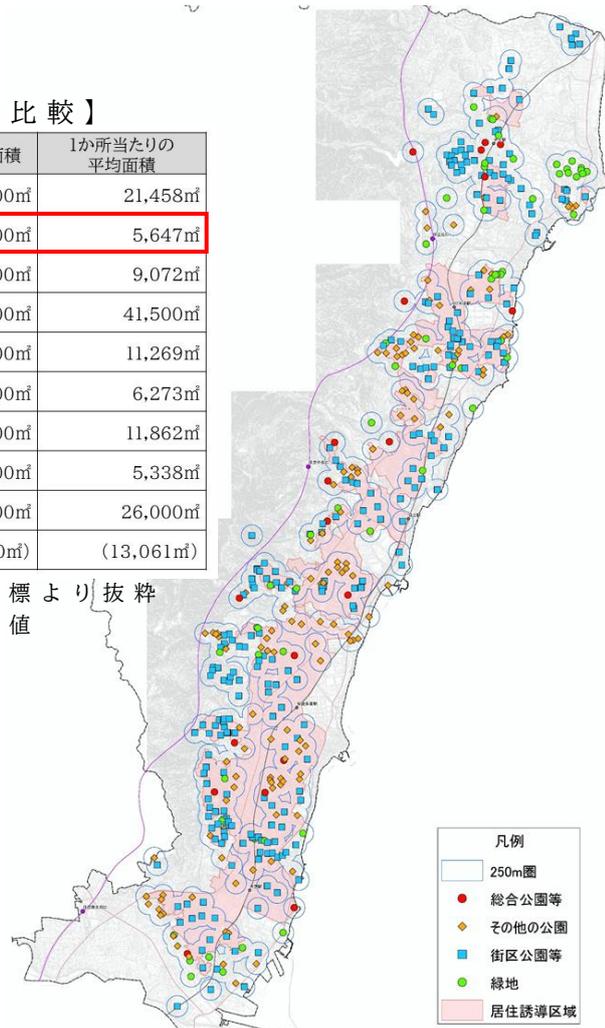
一方で、都市公園 1 か所当たりの平均面積は、他市町村と比べて小さいことから、規模の小さい公園が多く整備されている傾向にあります。

【県内主要市町村との比較】

自治体	都市公園数	都市公園の総面積	1か所当たりの平均面積
水戸市	144箇所	3,090,000㎡	21,458㎡
日立市	255箇所	1,440,000㎡	5,647㎡
土浦市	97箇所	880,000㎡	9,072㎡
古河市	40箇所	1,660,000㎡	41,500㎡
つくば市	197箇所	2,220,000㎡	11,269㎡
取手市	161箇所	1,010,000㎡	6,273㎡
ひたちなか市	306箇所	3,630,000㎡	11,862㎡
守谷市	118箇所	630,000㎡	5,338㎡
神栖市	95箇所	2,470,000㎡	26,000㎡
(県内平均)	(49箇所)	(640,000㎡)	(13,061㎡)

令和 4 年茨城県社会生活統計指標より抜粋  
 ※公園数・面積は令和元年度の値

【誘致距離の範囲】



- ※1 誘致距離は、公園の配置計画において、その公園を利用する人の居住圏を示す距離
- ※2 居住誘導区域は、人口減少の中においても、人口密度を維持することで市民サービスやコミュニティが持続できるよう、居住を誘導するエリア
- ※3 本市では、居住誘導区域に対し、公園の誘致距離範囲（公園から 250m 圏内のエリアのこと）が充足する範囲は 76% となっています。

公園の誘致距離において、現在は全国一律での誘致距離を示すことがなまなくなってきたおり、平成 15 年の都市公園法施行令の改正により、地域状況に即した柔軟な公園整備を推進するため、数値表示は行わないとされている。【都市公園法運用指針（第 4 版）国土交通省都市局 平成 30 年 3 月】

そのため、本計画においては市内の公園の充足率を示すための参考的な指標として、国が示す標準的な街区公園の誘致距離である 250m 圏を採用しています。



## 4 地区ごとの整備状況

### (1) 十王地区

#### ≪ 範囲 ≫

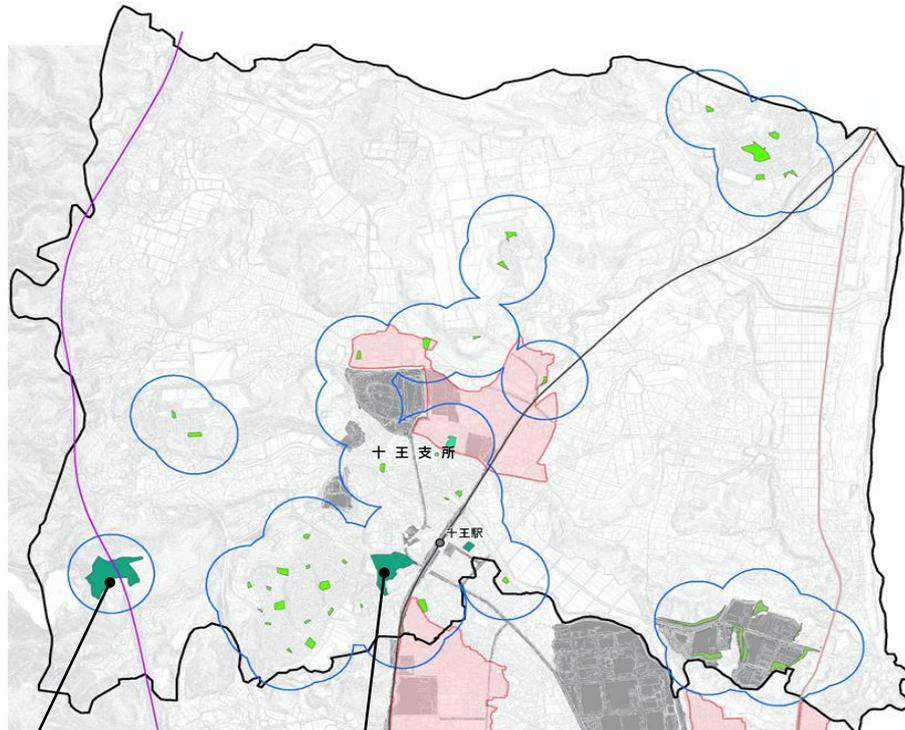
十王町伊師、十王町伊師本郷、十王町友部、十王町友部東、十王町城の丘、十王町山部、十王町高原、十王町黒坂

#### ≪ 公園の数 ≫

【都市公園】 37 か所  
 【その他の公園】 1 か所                    合計 54 か所  
 【緑地】 16 か所

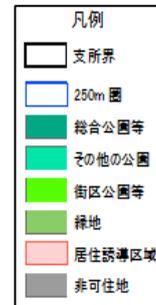
地区内の居住誘導区域に対する公園の誘致距離範囲の充足率：64%

#### ≪ 公園の分布 ≫



十王パノラマ公園

城の丘公園

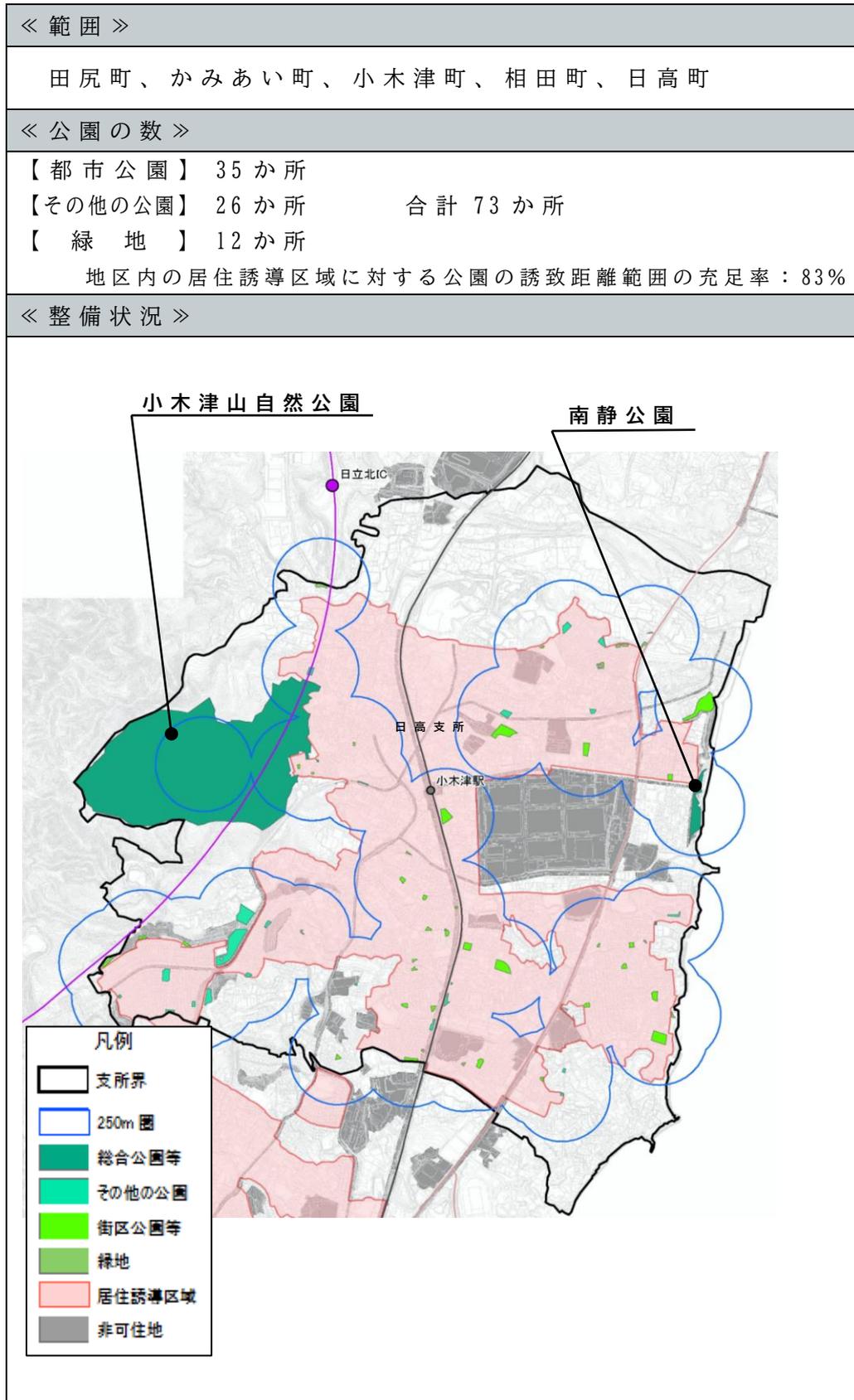


※ 記載してある公園等は、近隣公園、地区公園、総合公園、特殊公園及びそれらに準ずる公園・緑地





(3) 日高地区





(4) 本庁地区

<p>《 範囲 》</p> <p>助川町、宮田町、神峰町、本宮町、若葉町、平和町、鹿島町、幸町、東町、弁天町、旭町、相賀町、会瀬町、城南町、高鈴町、白銀町、成沢町、東成沢町、中成沢町、西成沢町、滑川町、滑川本町、東滑川町</p>	
<p>《 公園の数 》</p> <p>【都市公園】 53 か所          【その他の公園】 34 か所      合計：97 か所          【緑地】 10 か所</p> <p>地区内の居住誘導区域に対する公園の誘致距離範囲の充足率：71%</p>	
<p>《 整備状況 》</p>	



(5) 多賀地区

「範囲」
多賀町、桜川町、末広町、大久保町、千石町、鮎川町、河原子町、東多賀町、国分町、諏訪町、東金沢町、金沢町、東大沼町、大沼町、森山町、水木町、中丸町、塙山町、台原町、みかの原町
「公園の数」
【都市公園】 95 か所 【その他の公園】 54 か所 合計：157 か所 【緑地】 8 か所 地区内の居住誘導区域に対する公園の誘致距離範囲の充足率：78%
「整備状況」



(6) 南部地区

<p>≪ 範囲 ≫</p> <p>久慈町、大みか町、石名坂町、南高野町、茂宮町、神田町、大和田町、下土木内町、留町、みなど町</p>	
<p>≪ 公園の数 ≫</p> <p>【都市公園】 21 か所          【その他の公園】 18 か所                      合計：47 か所          【緑地】 8 か所</p> <p>地区内の居住誘導区域に対する公園の誘致距離範囲の充足率：70%</p>	
<p>≪ 整備状況 ≫</p>	



## 5 公園を取り巻く社会状況

### (1) 子育て環境としての整備

全国的に新生児の出生数が減少傾向にある中、本市においても、令和元年に出生数が1,000人を下回っており、今後も減少傾向で推移すると想定されています。

そのような状況を踏まえ、本市では「子育てするなら日立で」を目標に、安心して子育てが行える環境の更なる充実を目指していることから、子どもの健全な遊びの場としての公園整備が求められています。

### (2) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向け、令和12年までに達成することを目指す17のゴールと169のターゲットで構成された持続可能な開発目標（SDGs）が示されています。

公園や緑地においては、年齢や性別、障がいの有無や国籍などに関係なく、誰もが同様に利用できるインクルーシブな整備が求められています。

### (3) 生活様式や価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、3密の回避やソーシャルディスタンスの確保が求められたことに伴い、これまでの生活様式が変化するとともに、ライフスタイルや余暇時間の過ごし方など生活の質の向上に対する関心が高まっています。

屋外施設である公園や緑地では、密が避けられることから、感染症拡大防止の観点からも、充実した環境整備が期待されています。

### (4) 防災や安全に対する意識の高まり

近年、地震や津波、さらには、局地的な大雨とそれに伴う河川の氾濫など、深刻な被害をもたらす規模の自然災害が増加していることから、災害発生時の対応や危機管理に対する意識が高まっています。

公共空地としての性質がある公園や緑地については、災害時の避難場所や復旧の拠点としての役割が期待されています。



#### (5) 国の施策

全国的に公園や緑地を取り巻く社会状況が変化していることを受け、国においても、今後の運用に関する様々な検討が進められています。

#### 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会報告

- \* 集約型都市の整備に合わせた緑とオープンスペースの確保
- \* 地域の特性に応じた施設の整備促進や多様な主体との連携強化
- \* 官・民の連携による公園利用の活性化や次世代の人材の育成

#### 都市公園法の改正

- \* 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設による民間活力の活用促進
- \* 都市公園における占用許可対象施設の拡大
- \* 遊具等の施設における点検実施制度の明確化

#### 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】

- \* 厳しい財政事情を踏まえた施設の老朽化への適切な対応
- \* メリハリのあるストックマネジメントの推進
- \* 施設の撤去、集約化を含めた機能保全、維持管理費削減策の検討

#### 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討報告会提言

- \* 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場の創出
- \* 利用ルールの弾力化としなやかに使いこなす仕組みの構築
- \* 管理運営の担い手の拡大・共創及び自主性・自立性の向上



## 6 公園管理における課題

### 課題① 施設や設備の老朽化の進行

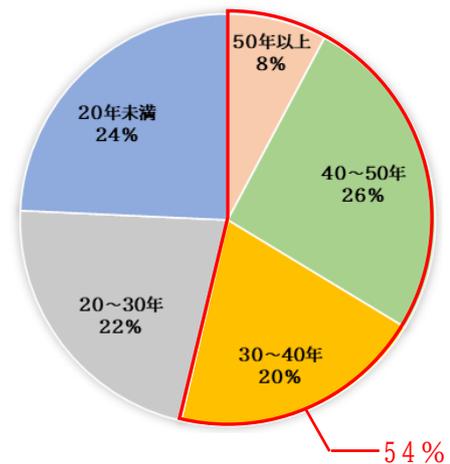
本市の公園、緑地の整備後の経過年数を見ると、整備から30年以上が経過した施設が全体の約5割を占めており、10年後には約7割を占める見込みです。

遊具についても同様で、都市公園における遊具の安全確保に関する基準（平成26年国土交通省）の改訂などを受け、修繕が必要と判断されたものが全体の約8割を占めています。

また、トイレや水道、ベンチなどの設備についても同様に、年数の経過による劣化が見られるため、計画的な修繕が必要となっています。

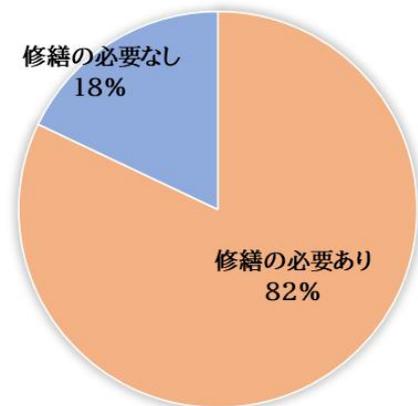
【公園及び緑地の経過年数】

経過年数	施設数		計
	公園	緑地	
70年	2か所	—	2か所
60年	8か所	—	8か所
50年	22か所	4か所	26か所
40年	112か所	9か所	121か所
30年	83か所	7か所	90か所
20年	95か所	8か所	103か所
10年	81か所	32か所	113か所
合計	403か所	60か所	463か所



【遊具の状況】

遊具	整備総数	修繕の必要あり
ブランコ	172基	149基
すべり台	149基	125基
鉄棒	148基	108基
シーソー	49基	42基
複合遊具	30基	23基
その他遊具	211基	179基
合計	759基	626基



令和4年度遊具保守点検結果報告書より作成

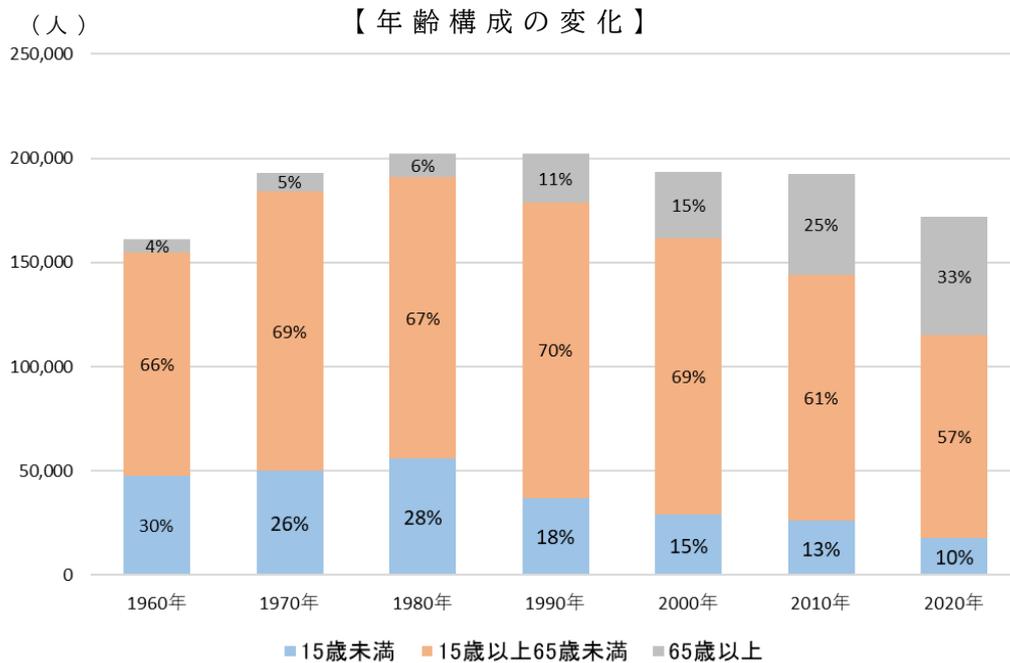


## 課題② 機能の重複と利用者ニーズの多様化

これまでの公園整備は、急激な人口の増加に対応すべく進められた土地区画整理事業や住宅団地の造成に伴うものであり、子どもの利用を想定していた当時の法制度に基づいて、遊具などを画一的に設置した児童公園、幼児公園を整備してきました。

そのため、同規模・同種類の遊具や設備が設置された公園がある、いわゆる「機能の重複」が見られることから、近年の社会状況やライフスタイルの変化に伴い、公園が十分に活用されていない状況にあります。

これからは、子育て世代の支援、少子高齢化による年齢構成の変化に合わせ、多様化する公園の利用者ニーズに対応した施設への更新、整備が求められています。





### 課題③ 公園愛護団体の減少

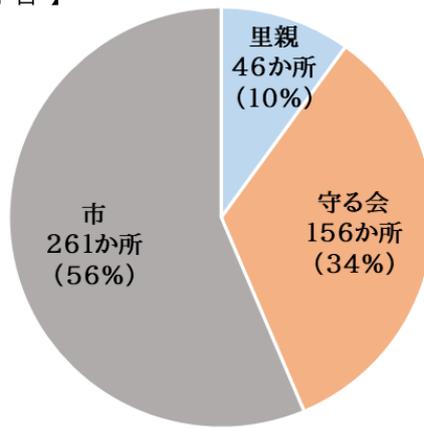
公園や緑地における除草等の維持管理は、「公園里親」<sup>※1</sup>や「公園を守る会」<sup>※2</sup>などの愛護団体による地域協働の管理体制を推進してきました。

現在、愛護団体により管理されている公園や緑地は、202か所と全体の約4割程度となっています。

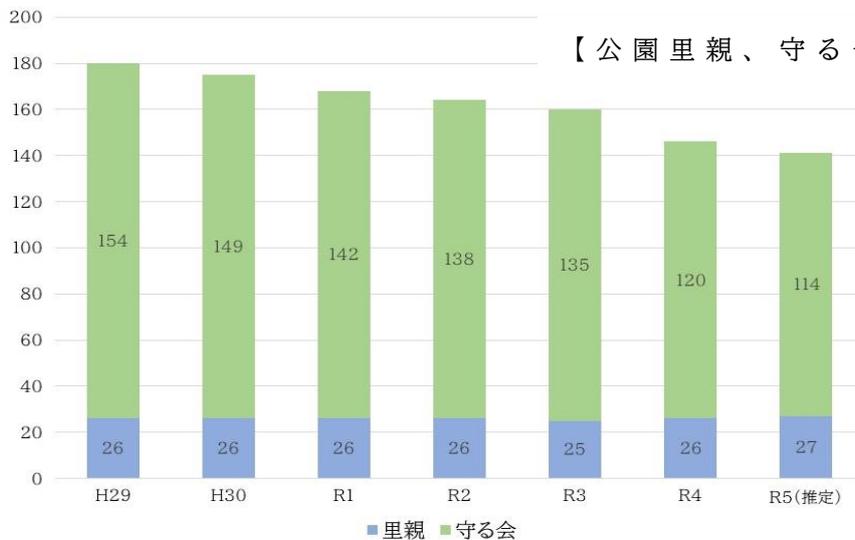
しかし、愛護団体を構成する自治会や町内会の会員の減少、高齢化の進行が原因となり、愛護団体の数が年々減少傾向にあり、今後も同様の傾向で推移していくことが想定されます。

そのような状況を踏まえ、将来にわたって安定的に維持管理を行っていくための手法を検討していくことが求められています。

【管理公園数の割合】



(団体数)



※1 公園里親とは、公園の利活用計画の立案及び実施並びに環境美化等のボランティア活動を通じて、市と協働して地域にふさわしい公園づくりを進めるための活動を行う団体

※2 公園を守る会とは、公園の環境美化等のボランティア活動を行う団体





## 第 3 章 整備の方向性



## 1 基本的な視点

基本方針を定めるに当たり、現状と課題を踏まえた基本的な視点を整理します。

### 視点① 対象の「選択」と「集中」

本市では、平成2年から、市の経済活動を支えている生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続けています。

今後も更なる人口の減少により、将来的な財源の減少・不足が懸念される一方で、公園や緑地においては、効率的かつ安定的な管理が必要とされています。

そのため、利用頻度が多く、整備の優先度・必要性が高いと思われる公園や地区を選択し、管理や更新を集中して行うことで、効率的な整備、管理を行っていきます。

### 視点② 「量」から「質」への転換

これまでの公園整備は、都市公園法や条例で定められている「市民1人当たりの都市公園面積」の基準を目標に整備を進める、いわゆる「量」の整備に重点を置いていました。

これまでの整備の結果、本市では居住誘導区域内における公園量は一定程度充足している状況にあるため、今後は、各公園の配置、形状及び整備内容などを考慮し、地域特性やニーズを踏まえた利活用策を検討していく、いわゆる「質」の向上に重点を置いた整備を行っていきます。

### 視点③ 地域や民間との連携

公園や緑地はこれまで、国や地方自治体など行政が主体となって管理・整備する性質が強かったため、その利用用途には制限が多く、柔軟性がないものでした。

しかし、公園を取り巻く社会状況が日々変化していることや、利用者ニーズの多様化により、公園に求められる役割が変化していることを踏まえ、地域コミュニティのニーズの反映や、地域・民間事業者との連携など柔軟な利活用を行っていきます。



## 2 公園の在り方と基本方針

本市の公園は、都市公園法に位置付ける「都市公園」と、都市計画法に基づく開発行為などにより整備された「その他の公園」に分類されます。

それぞれの種別・種類ごとに整備目的や規模が異なりますが、市内の公園を、比較的面積が大きい「主要公園」、児童公園及び幼児公園など面積が小さい「身近な公園」の2つに区分し、それぞれの将来の目標とする在り方の整理を行った上で、基本方針を設定します。

### (1) 主要公園の基本方針

#### ア 候補とする公園

主要公園は、比較的面積の大きい近隣公園、都市緑地、特殊公園に位置付けている公園及びそれらに準じる公園から選定します。

近隣公園及び近隣公園に準じるその他の公園

【基本的な位置付け】

- 近隣の住民を主な対象とした標準的な設備が配置された公園

【現状】

- 8か所
- 6つの地区に少なくとも1つは整備されています。

公園	所在地	(地区)
城の丘公園	十王町	(十王)
切関公園	川尻町	(豊浦)
南静公園	日高町	(日高)
高鈴台中央公園	高鈴町	(本庁)
金沢弁天公園	東金沢町	(多賀)
桜川緑地	諏訪町	(多賀)
台原中央公園	台原町	(多賀)
古房地公園	大みか町	(南部)



## 都市緑地及び都市緑地に準じる緑地

## 【基本的な位置付け】

- 都市の自然的環境の保全や改善、都市景観の向上のために設けられた公園

## 【現状】

- 2か所
- 東滑川海浜緑地には、施設の特性に応じた遊具施設や修景施設が整備されています。

公園	所在地	(地区)
東滑川海浜緑地	東滑川町	(本庁)
赤羽緑地	久慈町	(南部)

## 特殊公園及び特殊公園に準じるその他の公園

## 【基本的な位置付け】

- 史跡の保全や動植物の展示、自然の景観の維持など、目的に応じて配置された公園

## 【現状】

- 8か所
- 施設ごとに規模に違いがあり、施設の特性に応じた遊具施設や修景施設が整備されているところもあります。

公園	所在地	(地区)
十王パノラマ公園	十王町	(十王)
小木津山自然公園	小木津町	(日高)
助川山市民の森	助川町	(本庁)
助川城跡公園	助川町	(本庁)
諏訪梅林	諏訪町	(多賀)
はなやま修理公園	金沢町	(多賀)
諏訪森公園	東大沼町	(多賀)
南高野史跡公園	南高野町	(南部)



## イ 基本方針

近隣公園、都市緑地、特殊公園に位置付けられた公園のうち、市外からの来園者が見込め、機能の拡充や追加が可能である一定規模の面積が確保されている公園を、本市における

「主要公園」として位置付けます。

### [主要公園の一覧]

No.	公園	所在地	面積
1	十王パノラマ公園	(十王町)	46,596 m <sup>2</sup>
2	小木津山自然公園	(小木津町)	596,805 m <sup>2</sup>
3	東滑川海浜緑地	(東滑川町)	27,965 m <sup>2</sup>
4	助川山市民の森	(助川町)	1,505,686 m <sup>2</sup>
5	桜川緑地	(桜川町)	14,682 m <sup>2</sup>
6	諏訪梅林	(諏訪町)	10,753 m <sup>2</sup>
7	古房地公園	(大みか町)	33,023 m <sup>2</sup>
8	赤羽緑地	(久慈町)	72,187 m <sup>2</sup>

### 目標とする在り方

- ① 複数の機能が整備され、幅広い目的で利用できる
- ② 公園ごとの特徴やコンセプトが十分にかかされている
- ③ 利用者ニーズに対応し、利用満足度の高い公園である

主要公園の機能強化・魅力向上



## ■ 主要公園の特徴・整備の方向性

公園名	特徴	整備の方向性（案）	写真
十王パノラマ公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さ 20m の UF0 型展望台から阿武隈山系や太平洋など 360 度の眺望が望める。</li> <li>○35 種 400 本の桜の木がある「お花見スポット」</li> <li>○広大な芝生広場がある。</li> <li>○ローラー滑り台、コンビネーション遊具等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○UF0 型展望台の修繕</li> <li>○芝の保全</li> <li>○桜の樹勢維持及び更新</li> <li>○飲食物販の出店</li> </ul>	
小木津山自然公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和 46 年 4 月、市民の憩いの場所として開設</li> <li>○スイレンの池、アカマツの自然林、ナラ・クヌギの雑木林などがあり、気軽に森林浴ができる。</li> <li>○二つの展望台からは市街地・太平洋が一望できる。</li> <li>○火気が使用できるエリアがあり、バーベキューができる。</li> <li>○市内有数の紅葉スポット</li> <li>○公園南側エリアへのアクセス道路及び駐車場を整備中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年ニーズの高いキャンプといった「体験型利用」の可能性について検討</li> <li>○広場の整備</li> <li>○園路の整備</li> <li>○山頂トイレの更新</li> <li>○紅葉スポットの拡充</li> <li>○間伐による森林の多面的機能の増進</li> <li>○防災機能の強化</li> <li>○駐車場の拡充</li> </ul>	
東滑川海浜緑地（東滑川ヒカリモ公園）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヒカリモが自生しており、観察できる。</li> <li>○大型複合遊具や健康遊具がある。</li> <li>○隣接する大型商業施設と歩道橋でつながっている。</li> <li>○海岸、砂浜に歩いて行ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヒカリモの生育環境の保全</li> <li>○芝の保全</li> <li>○既存遊具の保全（塩害対策）</li> <li>○海岸へのアクセス強化</li> </ul>	
助川山市民の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 3 年 3 月 7 日に発生した山林火災の跡地を公園として整備</li> <li>○ネイチャートレイル（自然遊歩道）がある。</li> <li>○助川山山頂は 360 度の眺望が望める。</li> <li>○日立アルプスルートを構成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存施設の修繕・更新（管理棟、休憩施設）</li> <li>○ネイチャートレイルの修繕</li> <li>○間伐による森林の多面的機能の増進</li> <li>○トイレの更新</li> <li>○駐車場の整備</li> </ul>	



公園名	特徴	整備の方向性（案）	写真
桜川緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二級河川桜川沿いに設置された公園</li> <li>○園内には、三つの橋があり、フラワーロードというレンガ敷きの遊歩道がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桜の更新</li> <li>○園路の整備（桜の根上がり破損）</li> <li>○トイレの更新</li> <li>○親水整備</li> <li>○飲食物販など出店</li> </ul>	
諏訪梅林	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水戸藩第9代藩主徳川斉昭（烈公）が『梅の木御林』を造営したことが始まりとされる。</li> <li>○烈公自ら手植えを行ったと伝えられる「烈公梅」は、本来株は枯れ、現在のものは二代目とされる。</li> <li>○鮎川沿いに県道を挟み南北に梅林が位置する。</li> <li>○早春の梅、春の桜、夏の川遊び等、四季を通じての憩いの場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○梅の剪定・樹勢回復</li> <li>○トイレの更新</li> <li>○園路の整備</li> <li>○休憩施設の整備</li> <li>○駐車場の整備</li> <li>○史跡（慰霊碑）の整理</li> </ul>	
古房地公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の南部の海食崖の上に位置する公園</li> <li>○地域の特徴を取り込んだ、和ろうそくの「デザイン灯台」の日立灯台がある。</li> <li>○太平洋の水平線を望める。</li> <li>○芝生広場がある。</li> <li>○複合遊具がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○眺望の確保</li> <li>○芝生の保全</li> <li>○柵・児童用複合遊具・トイレの更新</li> <li>○インクルーシブ遊具の整備</li> <li>○駐車場の整備</li> <li>○休憩施設の整備</li> <li>○Wi-Fi の設置</li> <li>○久慈海水浴場へのアクセス整備</li> <li>○オープンカフェなど飲食物販の出店</li> </ul>	
赤羽緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然観察公園</li> <li>○ため池と樹林、史跡（横穴墓）がある緑地</li> <li>○様々な野鳥や水生生物、植物が観察できる。</li> <li>○JR 常磐線と近接しており、電車撮影のスポット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民協働の公園づくりの継続・推進</li> <li>○子どもたちへの自然学習の場を兼ねる管理棟の整備</li> <li>○駐車場の整備</li> </ul>	



(2) 身近な公園の基本方針

ア 街区公園及び街区公園に準じるその他の公園

【基本的な位置付け】

- 街区の住民の利用を目的とした設備が配置された公園
- 標準面積：2,500㎡

【現状】

- 382か所あり、全体の約8割を占めています。
- 2,500㎡に満たない公園が、約9割を占めています。
- 面積が小さい公園や不整形な公園、傾斜地のある公園は、利用頻度が低い傾向にあります。
- 児童公園や幼児公園として整備されているため、遊具を主体とした画一的な公園が多くあります。
- 狭くて小さな公園の増加を抑制するため、開発行為に伴う公園の設置基準が緩和されています。

イ 基本方針

街区公園や、主要公園以外の近隣公園・都市緑地・特殊公園及びそれらに準じる公園は、日常生活の中で利用する頻度が多い公園であることから、

「身近な公園」として位置付けます。

目標とする在り方

- ① 公園ごとの機能（役割）が分担され、明確になっている
- ② 地域利用を中心とした必要な機能が整備されている
- ③ 規模や機能に応じた適切な運営管理が行われている



身近な公園の機能再編・機能廃止



### 【機能再編の考え方】

#### ① 地域利用の中心となる公園を選定【図のA公園】

一定規模の敷地面積（街区公園の標準面積 2,500 m<sup>2</sup>）を有する公園や利用頻度が高い公園を選定し、地域利用の中心となる公園に位置付けます。

#### ② 再編エリアの機能再編公園の選定【図のB公園】

①で選定した公園（A公園）を中心とする誘致距離内（500m<sup>\*</sup>）を再編エリアとし、その範囲内にある公園を機能再編公園に位置付けます。

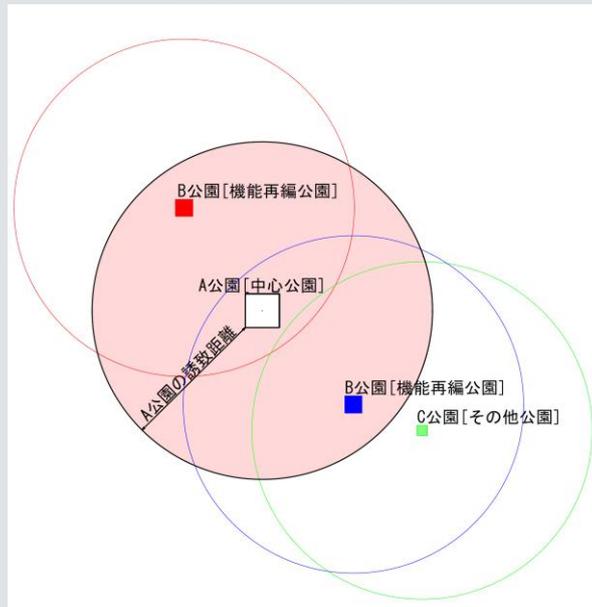
B公園がA公園と同じ機能である場合や利用頻度が低い公園の場合には、地域に必要な機能を配置する再整備を行います。

（※徒歩での移動の上限距離 WEB アンケート結果より設定）

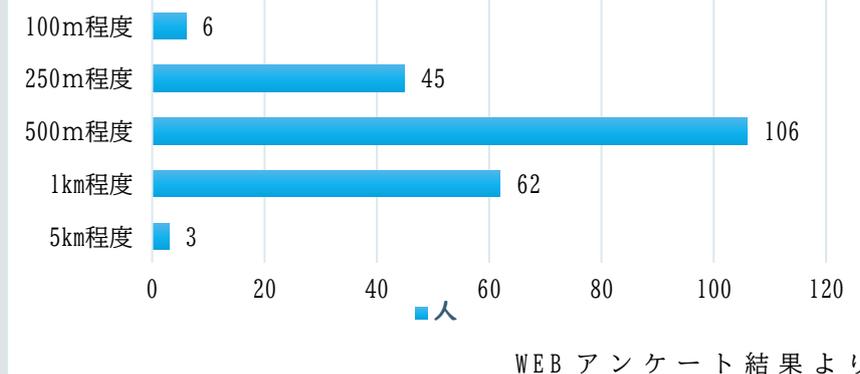
#### ③ 再編エリアに含まれない公園の設定【図のC公園】

再編エリアに含まれない公園は、現状機能を維持する施設更新を行います。

[再編エリアの設定]

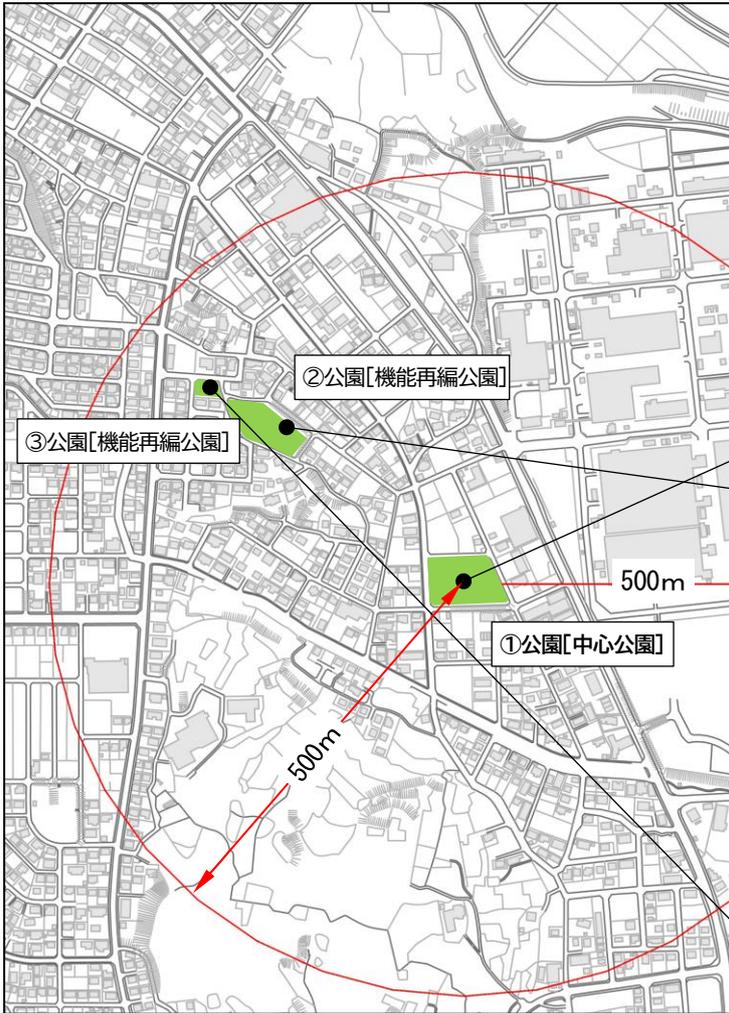


[公園利用における移動距離の上限（徒歩）]





【機能再編整備の例】



《中心となる公園》  
①公園  
街区公園 4,872 m<sup>2</sup>



現状:遊び(遊具・広場)  
施設の更新及び充実化を重点的に行う

《機能再編公園》  
②公園  
街区公園 3,814 m<sup>2</sup>



現状:遊び(遊具・広場)  
▼  
再編:遊び(広場)・防災

《機能再編公園》  
③公園  
街区公園 782 m<sup>2</sup>



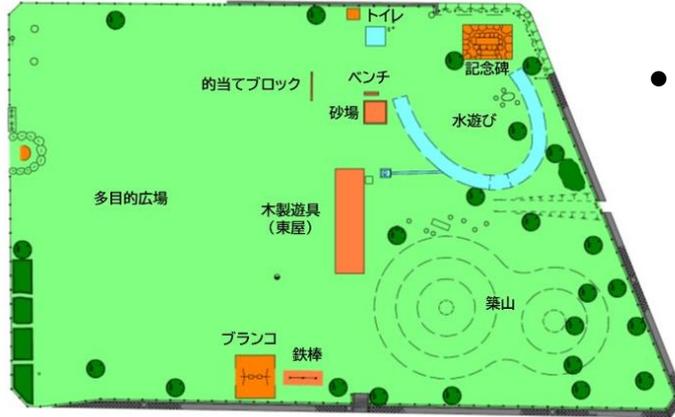
現状:遊び(遊具)  
▼  
再編:休憩・憩い

- (1) 公園の誘致距離が重複している地域において、機能が重複している公園がある場合や利用頻度が低い公園がある場合に機能再編を行います。
- (2) 面積が大きく、日常的に利用者の多い「①公園」を地域利用の中心となる公園として位置付けます。
- (3) ①公園の誘致距離内の「②公園」と「③公園」を機能再編公園に位置付けます。
- (4) ①・②・③公園の機能は「遊び」で同一であり、②・③公園の利用頻度が低いため、②・③公園は地域に必要な機能を配置する再整備を行い、地域内における公園の機能分担を図ります。
- (5) 機能分担により、利用者は目的に応じて公園を選択でき、利活用の促進が期待されます。



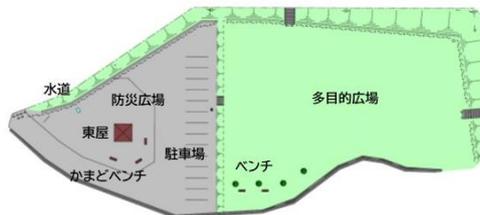
【機能再編整備の例】

地域利用の中心とする公園：①公園（4,872㎡）



- 中心とする公園に位置付け、施設の適切な更新や充実化を重点的に行う。

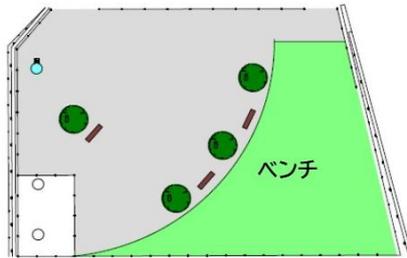
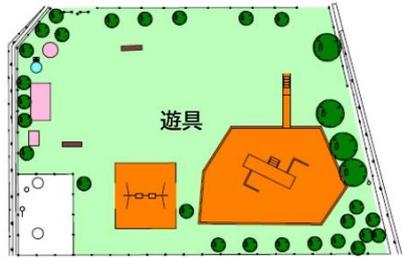
機能再編公園：②公園（3,814㎡）



- 利用頻度の低い「遊び」の機能から、隣接する多目的広場と一体的な利用が可能な「防災」の機能を再整備する。
- 付加的価値として、防災広場の床をコンクリート等で舗装することで、火気の使用が可能となり、バーベキューなどの利用も想定される。



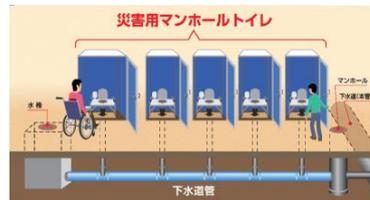
機能再編公園：③公園（782㎡）



- 面積が狭小であり、利用頻度の低い「遊び」の機能の公園を「休憩・憩い」の機能に特化する公園に再整備する。
- 遊具を撤去し、ベンチなどの休憩施設を中心とした整備を進めることで、地域住民の休憩スペースや交流の場としての活用が見込める。

防災施設の例

○マンホールトイレ



○かまどベンチ

（通常時）



（災害時）



○公園等で発生した間伐材の仮置き場

（無償配布場としての役割を兼ねる）

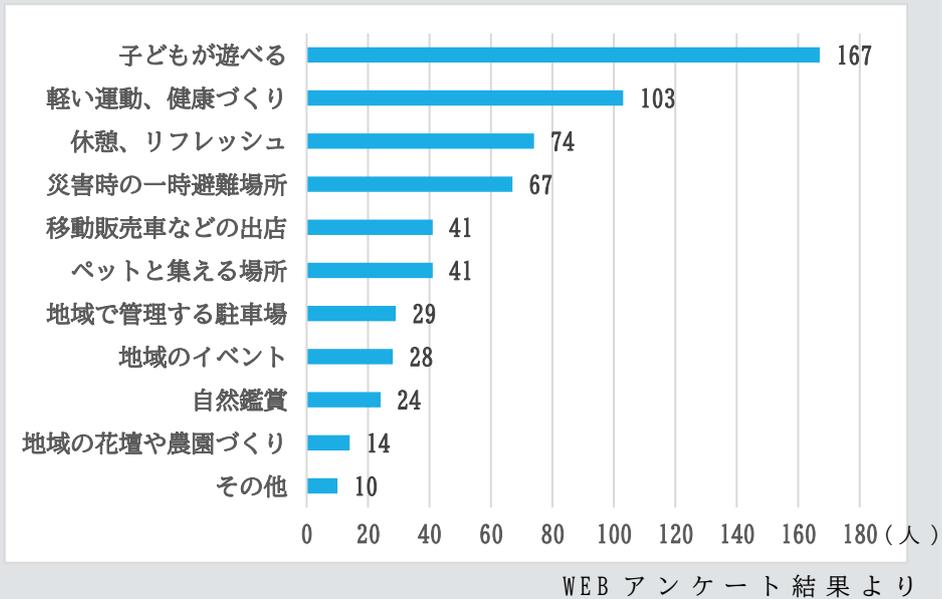




## 【公園に求める機能】

市内の公園を利用する方を対象に実施したWEBアンケートの結果を踏まえ、これからの公園に求める機能を整理しました。

機能	内容の例
防災	災害時の一時避難場所
健康	日常的な健康づくりの場
休憩・憩い	昼食や休憩に利用できる場
遊び・子育て	子どもが安全に遊べる場
ペット	ペットと一緒に利用できる場
景観	地域資源の景観の提供
自然	野外レクリエーションの場
コミュニティ	地域住民の交流の場
にぎわい	移動販売車やキッチンカーの出店場所
便利	地域の駐車場、ゴミ集積所





## 【公園の活用例】

### ■機能【レクリエーション・子育て】



企業事務所敷地内の公園。  
オリジナル遊具や休憩スペースを備え、「地域の憩いの場」として提供している。

### ■機能：【休憩・憩い】



#### 松山市の事例

まちなかには公園や緑地など滞留スペースが不足していることから、まちなかの平面駐車場を広場に転用。まちなかの休憩場所・イベント・交流スペースとして活用されている。



### 【機能再編の進め方】

ステップ 1 公園の現況調査

- ・ 整備状況や利用状況

ステップ 2 公園再編エリアの設定

- ・ 地区の中心となる公園の設定  
※公園面積や利用状況を考慮して設定

ステップ 3 地域（住民）への周知

- ・ 事業の趣旨、方向性の説明  
《想定手法》
  - ◇ 地域の回覧板への折り込み
  - ◇ 周辺居住者へのチラシ配布
  - ◇ ホームページ など

ステップ 4 地域（住民）へのヒアリング

- ・ 居住者が求めるニーズの把握  
《想定手法》
  - ◇ WEBアンケート など

ステップ 5 関連団体へのヒアリング

- ・ 関連団体が求めるニーズの把握  
《想定手法》
  - ◇ 対面ヒアリング など

ステップ 6 再編案の策定

- ・ 整備イメージ及び調査結果の公表

ステップ 7 再編計画の決定

- ・ 再編計画を決定



(3) 管理運営手法の検討

【現状】

- 除草等の維持管理は、公園里親団体や公園を守る会など愛護団体の地域ボランティアによる地域協働体制を推進しています。
- 近年、会員の高齢化や次の世代の担い手不足などによる、愛護団体の廃止などにより団体数が減少しています。

目標とする在り方

① 地域協働の管理体制に対する支援が充実している

② 住民の利便性向上のための施設の設置が推進されている

③ 民間事業者との連携による新たなサービスが提供されている



様々な主体との連携による活用策の検討



[今後の方向性]

■ 地域協働の管理体制への支援策

公園愛護団体への効果的な支援策を検討します。

[例]

機械化・防草対策の推進

■ 利便性向上のための施設の設置の推進

公共・公益・民間を問わず、地域住民の利便性向上に寄与すると認められる「利便増進施設」の設置について、推進・促進します。

[例]

バス・タクシー停留所、ゴミステーション、案内情報サイン、自動販売機の設置、移動販売車の駐車場所など

■ 民間事業者との連携

本市公園の民間活用にあたってのポテンシャルを把握するため、事業者にヒアリングを実施し、民間事業者との連携を積極的に行います。

[民間事業者との連携]

- 飲食業…キッチンカー、オープンカフェ、屋台の出店の場
- 物販業…キャンプ場などの運営管理

[参考] 公園での制限行為及び禁止行為

(1) 日立市都市公園条例第4条（行為の制限）

- ア 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- イ 業として写真又は映画を撮影すること。
- ウ 興行を行うこと。
- エ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を占有すること。



上記の行為は、市が許可をすれば行うことができる



### 3 施策の方向性

主要公園、身近な公園ごとに設定した目標とする在り方を実現するための考え方について整理します。

- 主要公園については、これまでの公園の歴史を踏まえ、その特徴や個性を十分にいかす・伸ばすため、機能を追加する再整備や施設更新を行います。
- 身近な公園については、機能再編地区を設定し、地域に必要な機能を配置する再整備や施設更新を行い、機能分担による公園の役割の明確化を進めます。
- 身近な公園の機能再編における「中心となる公園」は、子育て支援の観点から、「遊び・子育て」の機能を重視します。
- 地域のニーズ及び事業者の需要に対して、柔軟な運営管理及び再整備を行います。



## 第 4 章 実現に向けて



## 1 事業の進め方

本計画で定めた事項を実現していくため、将来の社会状況の変化や市の財政状況を踏まえながら、各種検討を行い、事業の進捗を図ります。

### (1) 個別整備方針の設定

本計画で選定した8つの主要公園については、それぞれの施設が持つ特徴や魅力を最大限にいかした効果的な整備を進めるため、公園ごとに個別の整備方針を策定します。

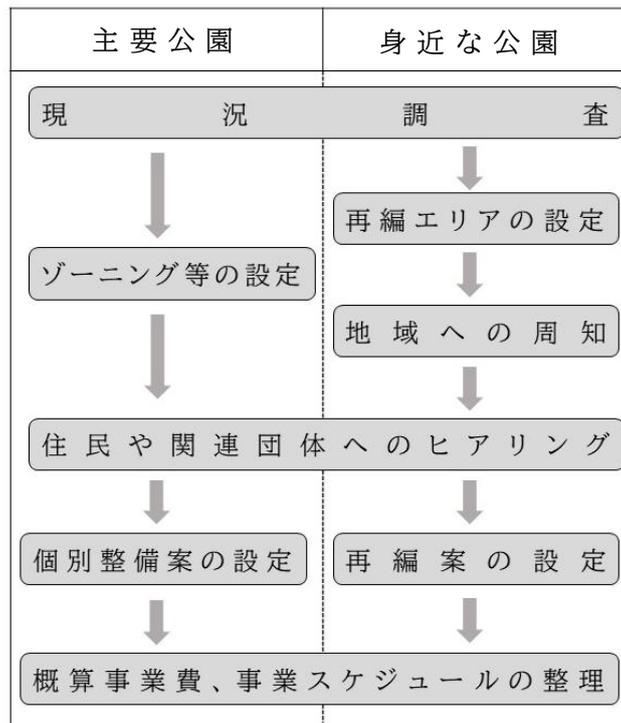
### (2) 機能再編の設定

身近な公園については、誘致距離の重複や地域性を踏まえた地区の設定を行います。その上で、地域ニーズを踏まえた機能による再整備方針を策定します。

### (3) 概算事業費、事業スケジュールの整理

上記(1)及び(2)を含めた本計画で定める事項の実施に必要な事業費を算出し、事業量及び事業費の平準化による、実現可能な事業スケジュールを策定し、着実な事業進捗を図ります。

【事業の流れ】





## 2 今後の検討課題

### (1) 地域ニーズ、利用者ニーズの把握

本計画で定めた内容を全体的な考え方とした上で、公園の規模や地形、さらには、その地区の特性など、公園ごとに異なる様々な条件に応じた整備、再編をより効果的に進めていくために、地域ニーズや利用者ニーズを把握しながら検討を進めます。

#### [地域ニーズを捉える手法の例]

地域の将来的な人口動態等を踏まえて、適切な手法や対象者を選択します。

#### [手法例]

- ・ 住民説明会
- ・ アンケート
- ・ 対象者ヒアリング

#### [対象者の例]

- ・ 公園誘致圏内の居住者
- ・ 利用が想定される居住者
- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・ 小中学校、高校、大学

### (2) 管理・運営手法の検討

市民との協働による管理・運営を基本とした上で、人口の減少や高齢化の進行など社会状況の変化に対応した公園、緑地の管理を持続的に行っていくため、公園の規模などに応じた効果的・効率的な管理、運営の手法について検討を進めていきます。

- ・ メリハリのある管理、運営  
(公園ごとに面積形状や利用状況に応じた管理項目・頻度を設定し、管理を区別化していくなど)





## 日立市公園すてき化整備計画

(発刊) 令和5年9月

(編集) 日立市 都市建設部 都市整備課